

浜松市教育委員会訓令甲第2号

浜松市教育委員会職員職名規程及び浜松市教育委員会職員補職名規程の一部  
を改正する訓令甲

(浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正)

第1条 浜松市教育委員会職員職名規程(平成18年浜松市教育委員会訓令甲第1号)の  
一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 浜松市職員定数条例(昭和28年浜松市条例第18号)第3条第1項第6号に規定する教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員の職名は、この規程の定めるところによる。	第1条 浜松市職員定数条例(昭和28年浜松市条例第18号)第3条第6号に規定する教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員の職名は、この規程の定めるところによる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育委員会職員補職名規程の一部改正)

第2条 浜松市教育委員会職員補職名規程(昭和52年浜松市教育委員会訓令甲第2号)  
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 浜松市職員定数条例(昭和28年浜松市条例第18号)第3条第1項第6号に規定する教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員の補職名は、この規程の定めるところによる。	第1条 浜松市職員定数条例(昭和28年浜松市条例第18号)第3条第6号に規定する教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員の補職名は、この規程の定めるところによる。
第2条 浜松市教育委員会事務局職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) その他の補職名 (略) 衛生管理者 エネルギー管理統括者 (略)	第2条 浜松市教育委員会事務局職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) その他の補職名 (略) 衛生管理者 <u>化学物質管理者</u> エネルギー管理統括者 (略)
第3条 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 学校の職員	第3条 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 学校の職員

<p>ア 役付職員の職の補職名  <u>専門監</u> <u>高等学校事務長</u> 主幹 (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ その他の補職名  (略) 衛生推進者</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ア 役付職員の職の補職名  <u>高等学校事務長</u> <u>専門監</u> 主幹 (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ その他の補職名  (略) 衛生推進者 <u>化学物質管理者</u></p> <p>(2) (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この訓令甲は、浜松市職員定数条例の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うとともに、化学物質管理者の補職名を定めるほか、所要の整備を行うものです。